

不動産公売に参加してみませんか



茨城租税債権管理機構(☎029-225-1221)

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により、不動産公売を実施します。公売不動産などの詳細は、ホームページ、または納税課で配布している公売広報をご覧ください。

日時

2月5日(火) 午後0時50分から

場所

県水戸合同庁舎 2階大会議室

公売不動産

売却区分番号/30-126

見積価額/4,960,000円

公売保証金/500,000円

財産の表示/登記簿による表示

【土地】

①所在/土浦市神立町字前新田 地番/2496番1
地目/山林 地積/1621㎡

②所在/土浦市神立町字前新田 地番/2496番3
地目/山林 地積/398㎡

③所在/土浦市神立町字前新田 地番/2496番5
地目/山林 地積/43㎡

④所在/土浦市神立町字前新田 地番/2511番1
地目/畑 地積/382㎡

土浦税務署から確定申告に関するお知らせ



土浦税務署(☎822-1104)

平成30年分の所得税・個人消費税および贈与税の確定申告会場を開設します

期間/2月18日(月)~3月15日(金)

(土、日を除く。ただし、2月24日(日)、3月3日(日)に限り、開場します。)

時間/午前9時~午後4時

会場/新治ショッピングセンター「さん・あぴお」(大畑)

内容/申告相談、確定申告書の収受、確定申告書用紙の配布。現金納付の窓口業務は行いません。
※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合には、午後3時までにお越しください。

※上記の確定申告会場設置期間中は、土浦税務署庁舎では申告相談を行っておりません。

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

【配偶者控除】

申告者本人の合計所得金額が1000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられなくなりました。また、改正前は控除額は一律38万円でしたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じ控除額が変わります。

【配偶者特別控除】

対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下となり、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。詳しくは、国税庁ホームページ「タックスアンサーNo.1195」をご覧ください。

パソコンやスマートフォンでも確定申告ができるe-Taxをぜひご利用ください

1月から、e-Tax利用手続きが簡便化され、ID・パスワードがあれば、マイナンバーカードやICカードリーダーがなくても、パソコンやスマートフォンで簡単にe-Taxで申告を行うことができるようになりました。ID・パスワードはお近くの税務署にて5分程度で発行を受けられますので、ぜひご利用ください。